

第 74 回 定時株主総会招集ご通知

日 時2019年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）**場 所**

日本精機株式会社 本社体育館

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

目 次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
議案及び参考事項	
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）6名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役6名選 任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）の報酬額決定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬 額決定の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）に対する株式報酬 型ストックオプションに関する 報酬等の額及び内容決定の件	
（添付書類）	
事業報告	26
連結計算書類	52
計算書類	56
監査報告書	59

(証券コード 7287)
2019年6月5日

株主各位

新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

日本精機株式会社

代表取締役社長 佐藤 守人
社長執行役員

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
日本精機株式会社 本社体育館 |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役6名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

以上

-
- ◎受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nippon-seiki.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nippon-seiki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

なお、株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時必着

議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時まで

インターネット等により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>



※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード*」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

▶ インターネット等による議決権行使のご案内については4頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使

(1) 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(2) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ② パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(3) パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ① 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】  0120 (652) 031
(受付時間 9:00~21:00)

- ② その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社にてお問い合わせください。
 - イ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話]  0120 (782) 031
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様におかれましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役への権限委譲による業務執行の迅速化と、取締役会における中長期的な視点に立った議論を充実させることにより、企業価値の一層の向上を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を議決権を付与された取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を目指すため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定を新設するものであります。
- (2) その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとしたします。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、8名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>(任 期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第28条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報 酬 等) <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約) <u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、また、取締役全員（9名）は本総会終結時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	ながい しょうじ 永井正二 (1949年9月21日生)	1993年 4月 川崎重工業(株)民間航空機部課長 1995年12月 当社入社 1996年 6月 当社取締役 1997年 4月 当社常務取締役 1998年 6月 当社専務取締役 2001年 6月 当社代表取締役社長 2013年 6月 当社代表取締役会長(現任)	428,550株	なし
(取締役会出席回数) 出席13回／開催13回 (取締役候補者とした理由) 永井正二氏は、2001年6月から代表取締役社長として、また、2013年6月からは代表取締役会長として当社経営を担っており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き、取締役会の構成員として、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
2	さとうもりと 佐藤守人 (1959年3月30日生)	1977年 3月 当社入社 2007年 6月 当社取締役 2008年 4月 ユーケーエヌ・エス・アイ社取締役社長 2014年 6月 当社常務取締役 2015年 6月 当社常務執行役員 2016年 4月 当社専務執行役員 2016年 6月 当社取締役 専務執行役員 2016年10月 当社ものづくり管掌(製造本部・生産技術本部) 2017年 4月 当社取締役 副社長執行役員 2017年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	18,750株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席13回／開催13回</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>佐藤守人氏は、製造、生産技術部門での業務執行及び海外子会社の経営に携わった後、2016年4月専務執行役員、2017年4月副社長執行役員として、また2017年6月からは代表取締役社長として当社経営を担い、「ものづくり企業集団」としての事業拡大成長を目指し、当社グループを牽引し、企業価値の向上に尽力してまいりました。</p> <p>引き続き、取締役会の構成員として、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
3	<p>さとう こういち 佐藤 浩一 (1962年10月26日生)</p>	<p>1985年 4月 当社入社 2006年 4月 エヌ・エス・インターナショナル社取締役副社長 2011年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社常務取締役 2013年 6月 当社技術本部副本部長 兼 車載設計統括部長 兼 機構技術部ゼネラルマネジャー 2015年 6月 当社常務執行役員 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員 2017年 4月 当社取締役 専務執行役員(現任) 2018年 4月 当社技術本部長 計器営業本部・計器設計本部管掌 地域担当：北中米 2019年 4月 当社計器営業本部・計器設計本部・技術本部管掌 地域担当：北中米(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長</p>	12,850株	(注)1. ご参照
<p>(取締役会出席回数) 出席12回／開催13回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 佐藤浩一氏は、技術部門での業務執行及び海外子会社の経営に携わるなどの豊富な経験と実績に加え、2011年6月取締役、2015年6月常務執行役員、2017年4月専務執行役員に就任し、経営に関する見識を有しております。 その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
4	おおかわ まこと 大川 信 (1957年6月23日生)	1976年 3月 当社入社 2006年 6月 当社取締役 2009年 6月 当社購買本部長 2010年 6月 当社常務取締役 2014年 6月 当社専務取締役 2014年 6月 当社事業企画本部長 兼 購買本部長 2015年 4月 当社事業企画本部長 兼 購買本部管掌 2015年 6月 当社取締役 専務執行役員(現任) 2016年 4月 当社事業管理本部長 2017年 4月 当社品質保証本部・コンポーネント事業 部・購買本部・事業管理本部管掌 地域 担当：日本 2018年 4月 当社EMS・コンポーネント本部・購買 本部管掌 地域担当：日本(現任) (重要な兼職の状況) 東莞日精電子有限公司董事長 香港日本精機有限公司董事長	28,750株	(注)2. ご参照
(取締役会出席回数) 出席13回／開催13回 (取締役候補者とした理由) 大川 信氏は、営業、購買及び事業管理部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、2006年6月取締役、2015年6月専務執行役員に就任し、経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
5	<p>鈴木淳一 (1958年4月9日生)</p>	<p>1977年 3月 当社入社 2006年 6月 当社取締役 2009年 6月 当社品質保証本部長 2011年 6月 当社常務取締役 2015年 6月 当社取締役 常務執行役員(現任) 2016年 4月 当社営業本部長 2017年 4月 当社営業本部長 地域担当：アセアン 2019年 1月 当社計器営業本部長 兼 第1営業統括部長 地域担当：アセアン(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) タイ・ニッポンセイキ社取締役会長 ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長</p>	23,000株	(注)3. ご参照
<p>(取締役会出席回数) 出席12回／開催13回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 鈴木淳一氏は、品質保証及び営業部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、2006年6月取締役、2015年6月常務執行役員に就任し、経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
6	ひらた ゆうじ 平 田 祐 二 (1961年10月23日生)	1984年 4月 当社入社 2002年 4月 当社製造本部生産技術部長 2009年 6月 当社執行役員 2011年 4月 上海日精儀器有限公司総経理 2013年 6月 当社取締役 2015年 6月 当社上席執行役員 2016年 6月 当社取締役 上席執行役員 2016年 6月 当社中国事業担当 2016年10月 当社取締役 常務執行役員(現任) 2016年10月 当社生産技術本部長 2018年10月 当社ものづくり本部長 地域担当：中国/台湾 2019年 4月 当社ものづくり本部長 兼 生産管理統括部長 地域担当：中国/台湾(現任) (重要な兼職の状況) 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 台湾日精儀器股份有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長	7,500株	(注)4. ご参照
(取締役会出席回数) 出席13回／開催13回 (取締役候補者とした理由) 平田祐二氏は、生産技術部門での業務執行及び海外子会社の経営に携わるなどの豊富な経験と実績に加え、2013年6月取締役、2015年6月上席執行役員、2016年6月取締役、2016年10月常務執行役員に就任し、経営に関する見識を有しております。 その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。				

- (注) 1. 取締役候補者佐藤浩一氏は、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社の取締役会議長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしています。
2. 取締役候補者大川 信氏は、下記の特別の利害関係があります。
- 東莞日精電子有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしています。
 - 香港日本精機有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしています。
3. 取締役候補者鈴木淳一氏は、下記の特別の利害関係があります。
- タイ-ニッポンセイキ社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
 - ベトナム・ニッポンセイキ社の社員総会会長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
4. 取締役候補者平田祐二氏は、下記の特別の利害関係があります。
- 日精儀器武漢有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしています。
 - 日精儀器科技(上海)有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
 - 台湾日精儀器股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしています。
 - 香港易初日精有限公司の董事長を兼務しています。

第 3 号議案 監査等委員である取締役 6 名選任の件

第 1 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、監査等委員である取締役 6 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第 1 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
1	<p>おおたき はるひこ 大 滝 春 彦 (1959年1月29日生)</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新 任</p>	<p>2003年 4月 当社入社</p> <p>2008年 4月 当社購買本部開発購買部シニアマネジャー</p> <p>2013年 6月 当社執行役員</p> <p>2014年 6月 当社取締役</p> <p>2014年 6月 当社購買本部購買統括部長</p> <p>2015年 4月 当社購買本部長 兼 購買部長</p> <p>2015年 6月 当社上席執行役員</p> <p>2016年10月 当社購買本部長</p> <p>2018年 4月 当社社長付</p> <p>2018年 6月 当社常勤監査役（現任）</p>	4,800株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席10回／開催10回</p> <p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>大滝春彦氏は、当社において購買部門での業務執行に携わるなどの豊富な経験と実績に加え、2014年6月取締役、2015年6月上席執行役員に就任し、経営に関する見識を有し、また、2018年6月監査役に就任し、監査に関する知識と経験を有しております。</p> <p>その豊富な経験・知識等を当社の業務執行の監督などに活かし、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
2	<p style="text-align: center;">ながい たつや 永井達哉 (1959年11月10日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p>	<p>1982年 3月 当社入社</p> <p>1996年 5月 (株)真人日本精機(現・エヌエスアドバンテック(株))取締役</p> <p>2003年 3月 当社管理本部経営企画管理部長</p> <p>2006年11月 当社営業本部営業推進部シニアマネジャー</p> <p>2011年10月 当社営業本部インド事業室シニアマネジャー</p> <p>2014年 4月 当社業務監査室シニアマネジャー</p> <p>2018年 6月 当社常勤監査役(現任)</p>	93,962株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席10回/開催10回</p> <p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>永井達哉氏は、国内子会社の取締役を経験した後、当社において経営企画部門及び営業部門での業務執行、並びに業務監査室シニアマネジャーとして責任ある立場での内部監査業務などに携わるなどの豊富な経験と実績に加え、2018年6月監査役に就任し、監査に関する知識と経験を有しております。その豊富な経験・知識等を当社の業務執行などの監督などに活かし、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
3	さい き えつ お 齊 木 悦 男 (1950年10月9日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">新 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独 立 役 員</div>	1979年 4月 弁護士登録 1979年 4月 坂井熙一法律事務所入所 1983年 4月 坂井・斉木法律事務所開設 2002年 4月 新潟大学法学部講師客員教授 2003年 4月 新潟地方裁判所及び新潟簡易裁判所民事 調停委員(現任) 2004年 4月 新潟大学大学院実務法学研究科講師就任 2009年 5月 あさひ新潟法律事務所開設代表(現任) 2015年 6月 当社監査役(現任)	1,600株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席13回／開催13回</p> <p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>齊木悦男氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。</p> <p>客観的かつ中立的な観点からの確な提言・助言と業務執行の監査を行っております。</p> <p>同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。そのため監査等委員である社外取締役としての職務の適切な遂行が可能と判断し、当社の経営を監督していただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
4	<p>とみやま えいこ 富山栄子 (1963年10月31日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1986年 3月 東京外国語大学外国語学部ロシア語学科卒業</p> <p>1986年 4月 伊藤萬株入社</p> <p>1989年 8月 テレビ新潟(株)嘱託社員(通訳・翻訳・解説・国際交流他)</p> <p>1994年 4月 新潟地方裁判所法廷通訳</p> <p>2002年 3月 新潟大学大学院現代社会文化研究科共生社会研究専攻博士課程修了、博士(経済学)</p> <p>2006年 4月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科助教授・准教授</p> <p>2010年 4月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授(現任)</p> <p>2014年 4月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長(現任)</p> <p>2018年 6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長</p>	300株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席10回／開催10回</p> <p>(監査等委員である取締役候補者とした理由) 富山栄子氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。 客観的かつ中立的な観点からの確な提言・助言と意思決定を当社の経営に反映させております。 同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を中心に研究しており、経済・経営に関する専門家としての知識・経験等を有しております。そのため監査等委員である社外取締役としての職務の適切な遂行が可能と判断し、当社の経営を監督していただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
5	しまむね りゅういち 島 宗 隆 一 (1955年 8月16日生) 新 任 社外取締役 独立役員	1978年 4月 関東信越国税局入庁 2009年 7月 小千谷税務署長 2015年 7月 関東信越国税局調査査察部長 2016年 8月 島宗隆一税理士事務所開設 2017年10月 税理士法人 齋藤・島宗会計代表社員税 理士 (現任)	0株	なし
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>島宗隆一氏は、2018年6月当社補欠社外監査役に選任されております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、国税事務経験のある税理士として培われた専門的な知識、経験等を有しております。そのため監査等委員である社外取締役としての職務の適切な遂行が可能と判断し、当社の経営を監督していただくため、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
6	<p>鈴木北吉 (1952年4月20日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1975年4月 三共電器(株) (現、サンデンホールディングス(株)) 入社</p> <p>2000年9月 同社品質本部長</p> <p>2003年6月 同社取締役 兼 執行役員技術本部長</p> <p>2005年6月 同社取締役 兼 常務執行役員技術本部長</p> <p>2007年6月 同社常務取締役 技術・IT・経営企画担当</p> <p>2014年1月 パラマウントベッド(株) 上席執行役員技術開発本部長</p>	0株	なし
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>鈴木北吉氏は、グローバル企業の取締役としての豊富な経営経験と、主に新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績等を有していることから、当社の経営を監督していただくため、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齊木悦男氏、富山栄子氏、島宗隆一氏、鈴木北吉氏の各候補者は、社外取締役候補者であります。なお、当社は齊木悦男、富山栄子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、両氏を継続して独立役員として指定する予定です。また、島宗隆一、鈴木北吉の両氏が選任された場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、齊木悦男、富山栄子の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、島宗隆一、鈴木北吉の両氏が選任された場合、当社は両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年6月26日開催の第70回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、現在の取締役の報酬額についての定めを廃止し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を年額3億8千万円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は9名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第 5 号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額1億5百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第 6 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年6月26日開催の第70回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、当該報酬等の額の範囲内で当社取締役（社外取締役を除く。）に対

し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」が承認されることを条件として、現在の取締役に対するストックオプションの報酬等の額についての定めを廃止し、当該議案の報酬等の額の範囲内で、監査等委員会設置会社へ移行した後の社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただきたいと存じます。

なお、現在の株式報酬型ストックオプションの対象となる社外取締役を除く取締役は7名ありますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」をご承認いただきますと、株式報酬型ストックオプションの対象となる取締役の員数は6名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役の報酬等として新株予約権を割り当てる理由、ストックオプションとしての新株予約権の総数及び取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は次のとおりであります。

1. 取締役の報酬等として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役の報酬等と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることを目的としております。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会が定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、米国では、良好な雇用・所得環境と、税制改革を背景として個人消費や設備投資が堅調に推移したことで、回復基調が継続しました。欧州は、英国のEU離脱交渉による不透明感が増し、成長が鈍化しました。アジアでは、中国における個人消費の伸び悩み、米中貿易摩擦の影響により、減速基調が続きました。日本経済においては、雇用の改善が続くなか、個人消費は底堅い推移となり、概ね安定した成長となりました。

このような状況において、当社（NS）グループは、NS型EMS（NEMS）及びそのシナジー効果により、他社との優位性を確立し、“ものづくり企業集団”として事業の拡大成長を図るとともに、NEMSビジネスの新展開とグローバル化を目指し、市場（顧客）要求を実現するための事業視点での機能連携と、横断的な機能軸でのグループ連携により、持続的な利益創出の実現を推進してまいりました。

自動車及び汎用計器事業においては、車両並びに車載部品の機能の高度化、競合サプライヤーの増加及びヘッドアップディスプレイの市場拡大等の変化に対し、次世代コックピットを見据えた技術開発、ヘッドアップディスプレイ事業の拡大、ものづくり競争力の強化及び設計開発体制の強化を行ってまいりました。

次世代コックピットにおいて重要な役割を担うヘッドアップディスプレイにつきましては、当社が得意とするハイエンドクラス車用の最先端技術の追求の他、ミドルクラス・ローエンドクラス車用の拡販のため、小型化や軽量化、コスト競争力強化を進めるなど既存技術の改良と営業活動を進めてまいりました。

また、ヘッドアップディスプレイの事業拡大に対応すべく、日本国内にて基幹部品である凹面鏡の設備増強を決定するとともに、欧州大陸内での設計から、製造、販売までの一貫供給体制確立を進めるために、ポーランド共和国に新工場の建設を決定し、2019年2月にその新会社を設立いたしました。

ものづくり競争力強化においては、生産ラインの自動化を推進することで生産性向上等による利益創出体質の強化に取り組むとともに、IoTを活用して国内外の工場を連携させることでグローバルでのQDC強化を行い、工場稼働状態の見える化による最適な経営判断の実現を目指してまいりました。

製品の高機能化に伴い、グローバルでの設計開発力強化に取り組むとともに、日本国内においては採用活動の強化により設計開発人員を増員し、また、ポーランドの設計開発事務所を移転・拡大するなど、設計開発リソースの確保と将来ビジネスに向けた準備を進めてまいりました。さらに、拠点間での設計資産・ノウハウの共有と相互補完体制を構築し、設計開発機能の強化とコスト削減に取り組んでまいりました。

加えて、周辺事業への拡大として、2018年4月にEMS・コンポーネント本部を設立いたしました。自動車の電動化が進むことを踏まえ、計器事業で培った高品質な基板実装の設計・生産受託サービスの提案を進めてまいりました。

このように、当社グループは取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、将来を見据えた体制構築を行い、一層の競争力強化を図るとともに、新たな価値創出を図ってまいりました。

各事業別セグメントの売上収益の状況は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器事業は、アジアで四輪車用計器や二輪車用計器が増加したものの、日本や欧州で四輪車用計器が減少し、売上収益2,062億3千万円（前期比0.1%減）となりました。

コンポーネント事業は、アミューズメント向け基板ユニット等の減少により、売上収益154億5千万円（前期比12.0%減）となりました。

自動車販売事業は、新車販売等が増加し、売上収益245億6千万円（前期比7.6%増）となりました。

その他事業は、樹脂材料の販売等が増加し、売上収益169億8千万円（前期比3.9%増）となりました。

以上の結果、当期の連結決算の売上収益は、2,632億3千万円（前期比0.0%増）となりました。利益につきましては、営業利益142億1千万円（前期比0.7%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益115億6千万円（前期比4.2%増）となりました。

事業別	売上収益
自動車及び汎用計器事業	2,062億3千万円
コンポーネント事業	154億5千万円
自動車販売事業	245億6千万円
その他事業	169億8千万円

また、当社部門別の売上高の状況は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器部門は、四輪車用計器及び汎用計器の国内顧客向けが減少したものの、海外現地法人向け計器の増加により売上高1,068億3千万円（前期比2.8%増）となりました。

コンポーネント部門は、売上高126億5千万円（前期比7.6%減）となりました。

その他部門は、売上高24億5千万円（前期比20.7%減）となりました。

以上の結果、当期の単独決算の売上高は1,219億3千万円（前期比1.0%増）となりました。利益につきましては、経常利益60億1千万円（前期比7.9%減）、当期純利益21億円（前期比53.9%減）となりました。

部門別	売上高
自動車及び汎用計器部門	1,068億3千万円
コンポーネント部門	126億5千万円
その他部門	24億5千万円

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様への継続的な配当を基本に、業績及び配当性向等を勘案し、2019年5月14日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当25円（中間配当金20円を含め、年間配当金45円）とさせていただきます。

(2) 設備投資の状況

当期において当社グループは、生産能力拡大及び設備更新等、総額142億2千万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(8) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、米中貿易摩擦、中国経済の減速、欧州の混迷などが世界経済全体へ波及し、成長の停滞が懸念されます。日本においても、世界経済減速による外需減退に加え、消費税増税を控える中、成長率は鈍化する見通しです。

また、CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）と呼ばれる次世代自動車開発はますます加速し、ヘッドアップディスプレイを含む自動車用計器の機能や役割の変化が予測されます。

このような状況に加えて、国内外を問わず従来のサプライヤーとのコスト競争の激化、メガサプライヤーの攻勢、さらには異業種からの参入等、当社を取り巻く経営環境はますます厳しくなっていくものと予想されます。

このような変化が速く激しい世界経済にあって、当社グループはグローバルマーケットにおける販売台数拡大及び製品の高付加価値化を実現すべく、保有技術の更なる進化及びそのシナジー効果により、他社との優位性を確立し、下記の中期経営方針に基づき“ものづくり企業集団”としての事業の拡大成長に取り組んでまいります。

【中期経営方針】

＜NEMS ビジネスの新展開とグローバル化＞

市場（顧客）要求を実現するための事業視点での機能連携と、横断的な機能軸でのグループ連携により、持続的な利益創出を実現する。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ① 人材育成 | ② 品質改革 | ③ 技術の進化 |
| ④ コスト競争力 | ⑤ プロセス革新 | ⑥ システム構築 |

また、当社グループは経営理念、グループビジョンに基づく企業活動を通じて、すべてのステークホルダーの皆様に安心・安全を提供し、信頼を得ることで持続可能な地球環境・社会の実現に貢献してまいります。

今後とも株主の皆様のご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移
日本基準

区 分	第71期 (2015年4月から 2016年3月まで)	第72期 (2016年4月から 2017年3月まで)
売 上 高	243,606百万円	240,520百万円
経 常 利 益	16,378百万円	17,764百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	9,143百万円	9,412百万円
1株当たり当期純利益	159.67円	164.37円
総 資 産	292,130百万円	290,934百万円
純 資 産	164,847百万円	163,985百万円
1株当たり純資産	2,697.71円	2,764.28円

I F R S

区 分	第72期 (2016年4月から 2017年3月まで)	第73期 (2017年4月から 2018年3月まで)	第74期(当連結会計年度) (2018年4月から 2019年3月まで)
売 上 収 益	245,967百万円	263,163百万円	263,239百万円
営 業 利 益	15,172百万円	14,109百万円	14,215百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	10,164百万円	11,105百万円	11,569百万円
基本的1株当たり当期利益	177.51円	193.94円	202.03円
資 産 合 計	293,279百万円	298,132百万円	307,665百万円
資 本 合 計	169,969百万円	176,281百万円	186,447百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	2,873.05円	2,975.34円	3,142.61円

- (注) 1. 第73期より I F R S を適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第72期の I F R S に準拠した数値も併記しております。
2. 1株当たり当期純利益または、基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出しております。
3. 第74期 期中平均株式数 57,265,742株
 第73期 期中平均株式数 57,262,558株
 第72期 期中平均株式数 57,262,825株
 第71期 期中平均株式数 57,269,195株

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期 (2015年4月から 2016年3月まで)	第72期 (2016年4月から 2017年3月まで)	第73期 (2017年4月から 2018年3月まで)	第74期(当事業年度) (2018年4月から 2019年3月まで)
売 上 高	114,703百万円	117,415百万円	120,752百万円	121,937百万円
経 常 利 益	5,485百万円	10,266百万円	6,530百万円	6,014百万円
当 期 純 利 益	4,414百万円	5,392百万円	4,558百万円	2,101百万円
1株当たり当期純利益	77.09円	94.18円	79.60円	36.69円
総 資 産	197,879百万円	205,595百万円	202,863百万円	203,580百万円
純 資 産	85,788百万円	90,439百万円	94,055百万円	91,284百万円
1株当たり純資産	1,496.65円	1,577.79円	1,640.65円	1,591.95円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 第74期 期中平均株式数 57,265,742株
- 第73期 期中平均株式数 57,262,558株
- 第72期 期中平均株式数 57,262,825株
- 第71期 期中平均株式数 57,269,195株

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エヌエスアドバンテック 株式会社	161百万円	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造、樹脂成型、合成樹脂材料着色・販売
エヌエスエレクトロニクス 株式会社	91百万円	100.0%	四輪車用計器類の電装部品・家電機器用リモコン製造
N S ウ エ ス ト 株式会社	300百万円	100.0%	四輪車用計器類製造販売
株式会社 NS・コンピュータサービス	323百万円	100.0%	ソフトウェア開発・販売、OA機器販売、受託計算
日精サービス 株式会社	100百万円	100.0%	貨物運送、広告・宣伝
株式会社 ホンダ四輪販売長岡	130百万円	100.0%	自動車販売
新潟マツダ自動車 株式会社	100百万円	100.0%	自動車販売
株式会社 マツダモビリティ新潟	10百万円	100.0%	レンタカー事業 カーシェアリング事業
株式会社 カーステーション新潟	10百万円	100.0%	自動車販売
ユーケーエヌ・エス・アイ社	12,761千STG£	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造
ニッポンセイキョーロッパ社	350千€	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニューサバイナインダストリーズ社	12,700千US\$	100.0%	四輪車用計器類製造販売
エヌ・エス・インターナショナル社	480千US\$	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	259,175千MXN	100.0%	四輪車用計器類電装部品製造
ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社	249,500千MXN	100.0%	四輪車用計器類樹脂部品製造販売
ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社	1,200千MXN	100.0%	四輪車用計器類販売
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	60,032千BRL	100.0%	二輪車用計器類製造販売
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	17,200千BRL	100.0%	四輪車用計器類製造販売

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
タイ - ニッポンセイキ社	406,500千BAHT	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売、OA機器用コントロールパネル・空調機器用造リモコン製
タイ マット エヌエス社	100,000千BAHT	83.5%	合成樹脂材料着色・販売
ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ (タイ) 社	230,000千BAHT	80.0%	OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン販売
インドネシア ニッポンセイキ社	4,500千US\$	70.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売
ベトナム・ニッポンセイキ社	7,000千US\$	70.0%	二輪車用計器類製造販売
ダナンニッポンセイキ社	1,000千US\$	100.0%	ソフトウェア開発
エヌエス インストルメンツ インディア社	1,380,000千Rs	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売
香港日本精機有限公司	24,977千HK\$	100.0%	OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン販売
東莞日精電子有限公司	3,330千US\$	100.0%	OA機器用コントロールパネル・空調機器用造リモコン製
上海日精儀器有限公司	10,000千US\$	80.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売
日精儀器武漢有限公司	131,900千元	75.0%	四輪車用計器類製造
日精儀器科技(上海)有限公司	1,500千US\$	91.0%	二輪・四輪車用計器類販売
台湾日精儀器股份有限公司	100,000千NT\$	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
日精工程塑料(南通)有限公司	8,000千US\$	100.0%	合成樹脂材料着色・販売

(注) 出資比率には間接所有を含めております。

③企業結合の経過

該当事項はございません。

④企業結合の成果

当社の連結子会社は34社であります。

当連結会計年度の売上収益は、2,632億3千万円と前連結会計年度に比し、7千万円（0.0%）の増収となりました。また親会社の所有者に帰属する当期利益は、115億6千万円と前連結会計年度に比し、4億6千万円（4.2%）の増益となりました。

(11) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは次の製品の製造、販売等を行っております。

事業	主要製品
自動車及び汎用計器事業	四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
コンポーネント事業	OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMS、液晶表示素子・モジュール、有機EL表示素子・モジュール
自動車販売事業	新車・中古車の販売、車検・整備等のサービス
その他事業	貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売、その他

(注) 従来「民生機器事業」として記載していた事業セグメントを「コンポーネント事業」に変更し、「自動車及び汎用計器事業」に含めていた「アフターマーケットパーツ」及び「その他」に含めていた「ディスプレイ事業」を「コンポーネント事業」に含めております。

(12) 主要な支店、営業所、工場及び研究所（2019年3月31日現在）

①当社の主要な支店、営業所、工場及び研究所

名 称	所 在 地
本 社	新 潟 県 長 岡 市
香 港 支 店	中 国 香 港
宇 都 宮 営 業 所	栃 木 県 宇 都 宮 市
東 京 営 業 所	東 京 都 北 区
浜 松 営 業 所	静 岡 県 浜 松 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 安 城 市
鈴 鹿 営 業 所	三 重 県 鈴 鹿 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
水 島 営 業 所	岡 山 県 倉 敷 市
熊 本 営 業 所	熊 本 県 菊 池 市
本 社 工 場	新 潟 県 長 岡 市
高 見 事 業 所	新 潟 県 長 岡 市
N S テクニカルセンター	新 潟 県 長 岡 市
東京テクニカルセンター	東 京 都 北 区
ソフトウェア岩手設計分室	岩 手 県 滝 沢 市
R & D センター	新 潟 県 長 岡 市

(注) 2019年2月1日付で、ソフトウェア岩手設計分室を開設いたしました。

②子会社の事業所

名 称	主 要 拠 点
エヌエスアドバンテック株式会社	新 潟 県 小 千 谷 市
エヌエスエレクトロニクス株式会社	新 潟 県 長 岡 市
N S ウ エ ス ト 株式会社	広 島 県 庄 原 市
株式会社 N S ・ コンピュータサービス	新 潟 県 長 岡 市
日 精 サ ー ビ ス 株式会社	新 潟 県 長 岡 市
株式会社 ホンダ 四 輪 販 売 長 岡	新 潟 県 長 岡 市
新 潟 マ ッ ダ 自 動 車 株式会社	新 潟 県 新 潟 市
株式会社 マ ッ ダ モ ビ リ テ ィ 新 潟	新 潟 県 新 潟 市
株式会社 カ ー ス テ ー シ ョ ン 新 潟	新 潟 県 長 岡 市

名 称	主 要	拠 点
ユーケーエヌ・エス・アイ社	英 国	ウースターシャー州
ニッポンセイキョーロッパ社	オ ラ ン ダ	北ホラント州
ニューサバイナインダストリーズ社	米 国	オハイオ州
エヌ・エス・インターナショナル社	米 国	ミシガン州
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	メ キ シ コ	ヌエボレオン州
ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社	メ キ シ コ	ヌエボレオン州
ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社	メ キ シ コ	ヌエボレオン州
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	ブ ラ ジ ル	アマゾナス州
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	ブ ラ ジ ル	サンパウロ州
タイ - ニッポンセイキ社	タ イ 王 国	チョンブリ県
タイ マット エヌエス社	タ イ 王 国	チョンブリ県
ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社	タ イ 王 国	チョンブリ県
インドネシア ニッポンセイキ社	インドネシア	バンテン州
ベトナム・ニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム	ハノイ市
ダナンニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム	ダナン市
エヌエス インストルメンツ インディア社	イ ン ド	アーンドラ・プラデーシュ州
香 港 日 本 精 機 有 限 公 司	中 国	香 港
東 莞 日 精 電 子 有 限 公 司	中 国	広 東 省
上 海 日 精 儀 器 有 限 公 司	中 国	上 海 市
日 精 儀 器 武 漢 有 限 公 司	中 国	湖 北 省
日 精 儀 器 科 技 (上 海) 有 限 公 司	中 国	上 海 市
台 湾 日 精 儀 器 股 份 有 限 公 司	台 湾	基 隆 市
日 精 工 程 塑 料 (南 通) 有 限 公 司	中 国	江 蘇 省

(注) 台湾日精儀器股份有限公司は、2019年4月1日付をもって、台湾台北市に移転いたしました。

(13) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
14,663名	736名増

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,394名	28名増	41才10カ月	17年10カ月
女性	409名	10名増	43才10カ月	20年4カ月
合計または平均	1,803名	38名増	42才4カ月	18年5カ月

(注) 従業員数には、出向者・期間従業員・パート及び嘱託等の計274名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	14,750百万円
株式会社りそな銀行	8,525百万円
株式会社みずほ銀行	8,475百万円
株式会社第四銀行	7,300百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,100百万円

(15) その他の記載事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 220,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 60,907,599株（自己株式3,640,145株を含む）
 (3) 株主数 2,379名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	3,753千株	6.55%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	2,631千株	4.59%
B B H F O R F I D E L I T Y L O W - P R I C E D S T O C K F U N D (P R I N C I P A L A L L S E C T O R S U B P O R T F O L I O)	2,628千株	4.58%
株式会社三菱UFJ銀行	1,779千株	3.10%
株式会社第四銀行	1,568千株	2.73%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,516千株	2.64%
ヤマハ発動機株式会社	1,217千株	2.12%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口9）	1,215千株	2.12%
日亜化学工業株式会社	1,188千株	2.07%
日本精機株式会社 従業員持株会	1,170千株	2.04%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（3,640,145株）を控除して計算しております。
 2. 当社は、自己株式3,640千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	保有人数 取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の 目的である 株式の種類 及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第1回新株予約権	2011年 7月19日	101個	5名	当社普通株式 10,100株	1株当たり 1円	2011年7月20日 ～2041年7月19日
日本精機株式会社 第2回新株予約権	2012年 7月19日	130個	5名	当社普通株式 13,000株	1株当たり 1円	2012年7月20日 ～2042年7月19日
日本精機株式会社 第3回新株予約権	2013年 7月18日	71個	5名	当社普通株式 7,100株	1株当たり 1円	2013年7月19日 ～2043年7月18日
日本精機株式会社 第4回新株予約権	2014年 7月17日	65個	6名	当社普通株式 6,500株	1株当たり 1円	2014年7月18日 ～2044年7月17日
日本精機株式会社 第5回新株予約権	2015年 7月17日	49個	6名	当社普通株式 4,900株	1株当たり 1円	2015年7月18日 ～2045年7月17日
日本精機株式会社 第6回新株予約権	2016年 7月20日	86個	6名	当社普通株式 8,600株	1株当たり 1円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
日本精機株式会社 第7回新株予約権	2017年 7月20日	72個	7名	当社普通株式 7,200株	1株当たり 1円	2017年7月21日 ～2047年7月20日
日本精機株式会社 第8回新株予約権	2018年 7月20日	68個	7名	当社普通株式 6,800株	1株当たり 1円	2018年7月21日 ～2048年7月20日

(注) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、下記の年月日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

- 第1回 2040年7月20日以降
- 第2回 2041年7月20日以降
- 第3回 2042年7月19日以降
- 第4回 2043年7月18日以降
- 第5回 2044年7月18日以降
- 第6回 2045年7月21日以降
- 第7回 2046年7月21日以降
- 第8回 2047年7月21日以降

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	交付人数 執行役員	新株予約権の 目的である 株式の種類 及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第8回新株予約権	2018年 7月20日	20個	4名	当社普通株式 2,000株	1株当たり 1円	2018年7月21日 ～2048年7月20日

(注) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、2047年7月21日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	永井 正二	
取締役副会長 副会長執行役員	高田 博俊	タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 上海日精儀器有限公司董事長 日精儀器武漢有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長
代表取締役社長 社長執行役員	佐藤 守人	
取締役 専務執行役員	大川 信	EMS・コンポーネント本部・購買本部管掌 地域担当：日本 東莞日精電子有限公司董事長 香港日本精機有限公司董事長
取締役 専務執行役員	佐藤 浩一	技術本部長 計器営業本部・計器設計本部管掌 地域担当：北中米 ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長 ダナンニッポンセイキ社会長
取締役 常務執行役員	鈴木 淳一	計器営業本部長 兼 第1営業統括部長 地域担当：アセアン ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長
取締役 常務執行役員	平田 祐二	ものづくり本部長 地域担当：中国/台湾 台湾日精儀器股份有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	咲川 孝	新潟大学大学院 技術経営研究科技術経営専攻教授
※取 締 役	富山 栄子	学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長
※常 勤 監 査 役	大滝 春彦	
※常 勤 監 査 役	永井 達哉	
監 査 役	宮島 道明	公認会計士 ダイニチ工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社福田組社外監査役
監 査 役	斉木 悦男	弁護士

- (注) 1. 取締役 咲川 孝、富山栄子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 宮島道明、斉木悦男の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 宮島道明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 咲川 孝、富山栄子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査役 宮島道明、斉木悦男の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. ※印は、2018年6月27日開催の第73回定時株主総会で新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。
7. 当期中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。
有沢三治（2018年6月27日退任）
8. 当期中に辞任により退任した監査役は次のとおりであります。
駒形 隆（2018年6月27日退任）
9. 当期中に任期満了により退任した監査役は次のとおりであります。
浅野雅夫（2018年6月27日退任）
10. 2018年10月1日付にて、下記の異動がありました。
取締役 常務執行役員 平田 祐二 ものづくり本部長
地域担当：中国/台湾
11. 2019年1月7日付にて、下記の異動がありました。
取締役 常務執行役員 鈴木 淳一 計器営業本部長 兼 第1営業統括部長
地域担当：アセアン
12. 2019年4月1日付にて、下記の異動がありました。
取締役 専務執行役員 佐藤 浩一 計器営業本部・計器設計本部・技術本部管掌
地域担当：北中米
取締役 常務執行役員 平田 祐二 ものづくり本部長 兼 生産管理統括部長
地域担当：中国/台湾
13. 2019年3月31日付にて、取締役 咲川 孝氏は、新潟大学大学院 技術経営研究科技術経営専攻教授を退職いたしました。また、同年4月1日付にて、中央大学国際経営学部教授に就任いたしました。

14. 2019年5月、取締役副会長 副会長執行役員 高田博俊は、タイニッポンセイキ社取締役会長を退任いたしました。
15. 2019年5月、取締役副会長 副会長執行役員 高田博俊は、香港易初日精有限公司董事長を退任いたしました。
16. 2019年6月、取締役副会長 副会長執行役員 高田博俊は、日精儀器武漢有限公司董事長を退任予定。
17. 2019年5月、取締役 専務執行役員 佐藤浩一は、ダナンニッポンセイキ社会長を退任いたしました。
18. 2019年5月、取締役 常務執行役員 鈴木淳一は、タイニッポンセイキ社取締役会長に就任いたしました。
19. 2019年5月、取締役 常務執行役員 平田祐二は、香港易初日精有限公司董事長に就任いたしました。
20. 2019年6月、取締役 常務執行役員 平田祐二は、日精儀器武漢有限公司董事長に就任予定。
21. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
22. 2019年4月1日現在の業務執行体制（経営会議構成員）は次のとおりであります。

社長執行役員	佐藤 守人	常務執行役員	平田 祐二
副会長執行役員	高田 博俊	常務執行役員	松井 輝幸
専務執行役員	大川 信	上席執行役員	遠藤 純一
専務執行役員	佐藤 浩一	上席執行役員	小和田 衛
専務執行役員	市橋 利晃	上席執行役員	東 政利
常務執行役員	鈴木 淳一		

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 342百万円（うち社外 3名 12百万円）

監査役 6名 53百万円（うち社外 2名 18百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第70回定時株主総会決議において年額4億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において年額8千5百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の総額には当事業年度において費用計上した取締役に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬額が含まれております。
4. 上記の人員数には、2018年6月27日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役2名を含んでおります。
5. 当社は、2011年6月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した監査役2名に対し役員退職慰労金を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 咲川 孝

- ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
新潟大学大学院 技術経営研究科技術経営専攻教授を兼務しております。なお、当社と同大学との間に特別な関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
当期開催の取締役会13回すべてに出席しており、長年にわたり国際経営学を専門に研究してきた知識・経験に基づき、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っております。
- エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はございません。

②取締役 富山栄子

- ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授及び同大学地域・国際担当副学長を兼務しております。なお、当社と同大学との間に特別な関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
2018年6月27日就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席しており、長年にわたり新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を専門的に研究してきた知識・経験に基づき、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っております。
- エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はございません。

③監査役 宮島道明

- ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
ダイニチ工業株式会社社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社と同社との間では、特別な関係はありません。
また、株式会社福田組社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には、工事請負契約の関係があります。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
当期開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当期開催の監査役会13回すべて

に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はございません。

④監査役 齊木悦男

ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当期開催の監査役会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はございません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 69百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部門及び会計監査人から必要資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、内部通報制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。

また、各業務担当取締役及び執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。

(3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設け、内部通報を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。

また、弁護士による外部窓口を設け、内部通報を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。

(2) 係る文書等は、取締役及び監査役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリス

- クについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。
- (2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。
- (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。
- (2) 代表取締役社長社長執行役員により指名された各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行う。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。
- (3) 「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の4つの会議は、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行う。各部門は、この結果を本部長会議に報告する。
- (4) 取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について審議し、意思決定を行う。
- (5) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社各本部・委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
- (2) 当社内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、当社が定める取締役会規程、経営会議規程並びに関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出

等を求める。

当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

(4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有化を図る。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、経営会議若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。

当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。

(6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。

当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報制度の設置を求めるとともに、当社の内部通報窓口及び弁護士による外部窓口も併せて利用できる体制を構築する。

当社は、子会社の業務全般について内部監査部門が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。

(2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査役の承諾を得て行う。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査役に報告する。

(2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査役に報告する。

- (3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査役に報告する。
- (4) 当社内部監査部門、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査役に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。
- (5) 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。
8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役は、監査役と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。
- (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。
- (3) 取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要は是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備
- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- 当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。

①対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務部門を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

②外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務部門が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

④反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

⑤研修活動の実施状況

法務部門は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

13. 内部統制の実効性の評価に関する体制

当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、経営会議及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。

この体制を強化するべく、内部統制推進会議を設置している。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。

内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。

内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社における当事業年度のコンプライアンスへの取り組みは、国内外の法改正動向の重要情報等を整理し、委員会で情報共有して社内展開を図るとともに、社内掲示板を利用した従業員向けの啓発活動及び顧問弁護士による教育訓練等を通じて実施しております。

また、これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのコンプライアンスの維持向上に努めております。

2. リスク管理体制

当社における当事業年度のリスク管理への取り組みとして、事業継続の観点から、災害や事故等を未然に回避し、被害を最小限に止めるため、工場の地震等における通信インフラ寸断時を想定した訓練及び詳細な対応手順の整備を行うと共に、サプライヤーの災害に対する耐力把握等を行っております。防災対策確立のため、災害を想定した定期的な各種設備の点検や避難訓練、安否確認システムの試験運用等を実施しております。さらに、機密漏洩リスクに関しては、機密管理強化月間を通じた従業員向けの啓発活動及び監査を実施するなど、機密情報を漏洩させない仕組みの構築にも取り組んでおります。

また、これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのリスク低減活動に取り組んでおります。

3. 取締役の職務執行の適正及び効率化の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は、取締役9名（うち社外取締役2名）で構成されており、監査役4名（うち社外監査役2名）の出席のもと、原則として月に1回定期的に開催されております。当事業年度は、13回開催いたしました。

また、当社は取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置しており、経営会議に対しては、一定の権限を委譲した上で迅速な業務執行を図っております。当事業年度は、24回開催いたしました。

さらに、取締役会及び経営会議の審議を効率的に行うため、各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置しております。当事業年度は、24回開催し、議案について事前の審議を行った上で、取締役会及び経営会議へ上程しております。

4. 監査役の職務執行及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名で構成されており、監査役会を原則として月に1回定期的に開催しております。当事業年度は、13回開催いたしました。取締役会及び重要な会議に出席し取締役及び使用人の職務執行状況を監査しております。

また、業務監査室及び会計監査人と定期的に三様監査会議を開催し、グループ各社を含めた監査計画・結果や内部統制等における課題認識の共有を図り、各監査機関の実効性向上に努めております。

5. 内部統制推進体制

内部統制推進会議を年2回開催し、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の各委員会における計画・実績・課題と対応の報告を受け、評価・改善を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当については、株主の皆様に対する安定配当の継続を基本に、配当額の決定を経営の最重要政策と認識し、安定的な経営基盤を維持し、新たな成長につながる戦略的な研究開発への先行投資、及びグローバル事業展開に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度の業績と配当性向を総合的に勘案し利益還元を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	211,331	流 動 負 債	102,070
現金及び現金同等物	42,128	営業債務及びその他の債務	42,837
営業債権及びその他の債権	48,038	借 入 金	48,261
その他の金融資産	68,113	その他の金融負債	197
棚卸資産	46,475	未払法人所得税等	1,966
その他の流動資産	6,575	短期従業員給付	4,706
非 流 動 資 産	96,334	引 当 金	2,874
有形固定資産	63,228	その他の流動負債	1,226
のれん及び無形資産	7,010	非 流 動 負 債	19,147
営業債権及びその他の債権	170	借 入 金	13,111
その他の金融資産	21,965	その他の金融負債	578
繰延税金資産	2,922	長期従業員給付	3,402
その他の非流動資産	1,036	引 当 金	70
		繰延税金負債	1,563
		その他の非流動負債	421
		負 債 合 計	121,217
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	179,969
		資 本 金	14,494
		資 本 剰 余 金	6,068
		利 益 剰 余 金	162,106
		自 己 株 式	△6,320
		その他の資本の構成要素	3,620
		非 支 配 持 分	6,478
		資 本 合 計	186,447
資 産 合 計	307,665	負 債 及 び 資 本 合 計	307,665

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	263,239
売上原価	△217,644
売上総利益	45,594
販売費及び一般管理費	△31,832
その他の収益	1,099
その他の費用	△646
営業利益	14,215
金融収益	2,654
金融費用	△579
税引前当期利益	16,291
法人所得税費用	△3,869
当期利益	12,421
当期利益の帰属 親会社の所有者 非支配持分	11,569 852

連結持分変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失	確定給付負債(資産)の純額の再測定
当期首残高	14,494	6,054	153,117	△6,325	8,687	—
当期包括利益						
当期利益	—	—	11,569	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	△2,330	2
当期包括利益合計	—	—	11,569	—	△2,330	2
所有者との取引等						
配当	—	—	△2,576	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	18	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	—
自己株式の処分	—	△5	—	5	—	—
非支配持分の取得	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	△5	—	8	△2
その他の増減	—	—	1	—	—	—
所有者との取引等合計	—	13	△2,580	4	8	△2
当期末残高	14,494	6,068	162,106	△6,320	6,364	—

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	合計			
当期首残高	△5,646	3,040	170,381	5,899	176,281
当期包括利益					
当期利益	—	—	11,569	852	12,421
その他の包括利益	2,902	574	574	△0	574
当期包括利益合計	2,902	574	12,144	851	12,996
所有者との取引等					
配当	—	—	△2,576	△274	△2,851
株式に基づく報酬取引	—	—	18	—	18
自己株式の取得	—	—	△0	—	△0
自己株式の処分	—	—	0	—	0
非支配持分の取得	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	5	—	—	—
その他の増減	—	—	1	1	3
所有者との取引等合計	—	5	△2,556	△272	△2,829
当期末残高	△2,744	3,620	179,969	6,478	186,447

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流 動 資 産	88,012		流 動 負 債	97,634	
現金及び預金	18,102		支払手形	1,030	
受取手形	279		買掛金	21,968	
電 子 記 録 債 権	6,143		短期借入金	58,944	
掛金	34,924		1年内返済予定の長期借入金	3,750	
原料仕材	4,842		リース債	20	
貯蔵材	3,541		未払金	2,273	
前払費用	2,825		未払法人税等	231	
短期貸付金	486		未払費用	5,759	
未収金の入金	28		賞与引当金	19	
倒引当金	12,471		役員賞与引当金	949	
	4,332		製品補償損失引当金	61	
	37		訴訟損失引当金	1,806	
	△3		預設関係の支払手形	322	
			設備関係の支払手形	135	
固 定 資 産	115,567		長期借入金	347	
有形固定資産	16,284		退職給付引当金	12	
建物	3,895		固定負債	14,661	
構築物	210		長期借入金	13,100	
機械及び装置	2,123		リース債	52	
車両運搬具	69		退職給付引当金	1,368	
工具、器具及び備品	2,403		その他	140	
土地	6,908		負 債 合 計	112,295	
建物	35		純 資 産 の 部		
建設仮勘定	637		株 主 資 本	87,181	
無 形 固 定 資 産	4,851		資本剰余金	14,494	
ソフトウェア	1,855		資本準備金	6,468	
ソフトウェア仮勘定	2,963		その他資本剰余金	6,214	
その他	32		利益剰余金	253	
投 資 其 他 の 資 産	94,430		利益剰余金	72,538	
投資関係	16,450		利益剰余金	960	
長期貸付金	73,482		その他利益剰余金	71,578	
長期前払費用	1,796		別途積立金	68,680	
繰延税金資産	23		繰越利益剰余金	2,898	
倒引当金	2,748		自 己 株 式	△6,320	
	119		評価・換算差額等	3,985	
	△190		その他有価証券評価差額金	3,985	
			新株予約権	117	
資 産 合 計	203,580		純 資 産 合 計	91,284	
			負 債 純 資 産 合 計	203,580	

招集し、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		121,937
売 上 原 価		109,631
売 上 総 利 益		12,306
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,032
営 業 利 益		1,273
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,420	
為 替 差 益	540	
そ の 他	348	5,309
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	363	
そ の 他	204	568
経 常 利 益		6,014
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	73	73
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	46	
減 損 損 失	269	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,622	
そ の 他	96	3,034
税 引 前 当 期 純 利 益		3,053
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	934	
法 人 税 等 調 整 額	18	952
当 期 純 利 益		2,101

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	14,494	6,214	253	960	66,480	5,573
当期変動額						
剰余金の配当						△2,576
別途積立金の積立					2,200	△2,200
当期純利益						2,101
自己株式の取得						
自己株式の処分			0			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	0	—	2,200	△2,675
当期末残高	14,494	6,214	253	960	68,680	2,898

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△6,325	87,651	6,299	6,299	103	94,055
当期変動額						
剰余金の配当		△2,576				△2,576
別途積立金の積立		—				—
当期純利益		2,101				2,101
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	5	5				5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△2,313	△2,313	13	△2,299
当期変動額合計	4	△470	△2,313	△2,313	13	△2,770
当期末残高	△6,320	87,181	3,985	3,985	117	91,284

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

日本精機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江島 智 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大島伸一 ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

日本精機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江島 智 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大島伸一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

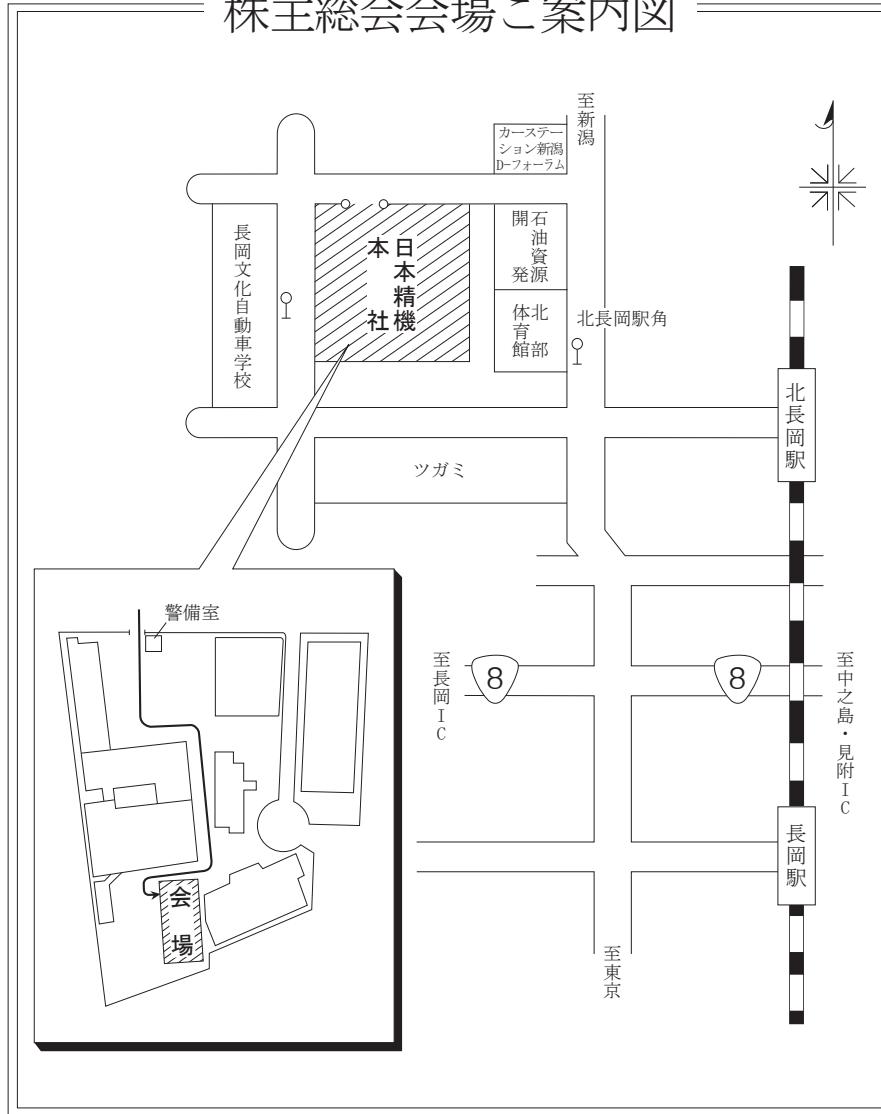
2019年5月13日

日本精機株式会社 監査役会

常勤監査役	大	滝	春	彦	Ⓜ
常勤監査役	永	井	達	哉	Ⓜ
社外監査役	宮	島	道	明	Ⓜ
社外監査役	斉	木	悦	男	Ⓜ

以上

株主総会会場ご案内図



JR長岡駅より車で10分、JR北長岡駅より徒歩で10分

最寄りのバス停 長岡文化自動車学校前（宝町行）

北長岡駅角（精神医療センター行、寺泊行等）

